

参加者の有無を確認する公募手続に係る説明書

1 目的

特定の者と随意契約しようとする本業務について、特定の者以外で下記の応募要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を公募により求めるものです。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者が1者の場合には、相手方を特定した随意契約の手続に移行する予定です。

応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合には、当該応募者に対して、企画競争を実施する予定です。

2 業務の概要

- (1) 委託名 岡山市精神科病院入院者訪問支援事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務目的 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 35 条の 2（令和 6 年 4 月 1 日改正）の定めにより、精神科病院の入院者のうち、当該精神科病院外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることが想定される者からの希望に基づき、当該精神科病院へ訪問し、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供を行うことで、入院者本人の孤独感や自尊心低下を解消することを目的とする。
- (4) 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 応募要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び岡山市契約規則（平成元年市規則第 63 号）第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和 61 年市告示 120 号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）の「役務部門」に登載されていること。現在、有資格者名簿に登載がない者も参加意思確認書を提出することができるが、参加意思確認書の提出と併せて有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けること。
- (3) 参加意思確認書の提出日において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) ア 事務局職員を一名以上配置すること。
イ 事務局職員は次の各要件を満たすものを配置すること。なお、複数人で各要

件を満たしても差支えない

- ① 医師、精神保健福祉士、社会福祉士、看護師のいずれかの資格を有している
- ② 精神科病院での勤務経験または精神科病院入院患者の支援に携わった経験がある
- ③ 精神科病院入院者訪問支援事業に携わった経験がある

4 日程及び期限

内容	日程・期限
説明書等の交付	公示日～令和8年1月28日(水)
説明書等に関する質問受付	令和8年1月15日(木)午後5時まで
説明書等に関する質問回答	令和8年1月21日(水)午後5時掲載
参加意思確認書の提出	令和8年1月8日(木)～令和8年1月28日(水)まで 各日午前9時から正午、午後1時～午後5時 (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
企画提案書の提出予定期限※1	令和8年2月26日(木)

※1 応募要件を満たす者が複数いる場合のみ。企画競争を実施する場合には、別途、お知らせします。

5 説明書等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

ホームページアドレス <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0-0.html>

6 説明書等に関する質問の受付及び回答

(1) 受付方法

電子メールで、メールの件名を「【参加者確認質問】岡山市精神科病院入院者訪問支援事業業務委託」として、岡山市保健福祉局健康衛生部保健管理課へ提出すること。

電子メール：hokenkanrika-seishinhoken@city.okayama.jp

(2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

7 参加意思確認書の提出

(1) 提出書類

参加意思確認書（様式 1）

配置予定職員報告書（様式 2）

（2）提出方法

持参のみ。

（3）提出場所

岡山市保健福祉局健康衛生部保健管理課

8 有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類

（1）提出書類

応募者により提出書類が異なるので、事前に必ず時間的に余裕をもって問い合わせること。

（2）提出方法及び場所

7に記載の参加意思確認書と併せて提出すること。

9 その他留意事項

（1）参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とします。

（2）参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

（3）提出された参加意思確認書は、返却しません。

（4）提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用はしません。

（5）提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。

（6）参加意思確認書に記載した配置予定技術者は、変更することはできません。

（※配置予定技術者を必要とする場合のみ）

（7）参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等を行うことがあります。

（8）応募要件を満たさないとの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に、書面により、当課に対し応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができます。

（9）応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して10日以内に、書面等により回答するものとします。

（10）本手続は、予算その他本市の事情により中止する場合があります。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市保健福祉局健康衛生部保健管理課（岡山市保健福祉会館 7 階）担当：杉之原

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目 1 番 1 号

電話：(086) 803-1251

FAX：(086) 803-1756

電子メール：hokenkanrika-seishinhoken@city.okayama.jp